

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№482
2011・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

東日本大震災と弁学合同部会の取り組み……………青法協弁学合同部会
東日本大震災、宮城からの報告……………渡部容子
看過できない東電と国の過失責任—いわき市からの原発震災報告……………広田次男
第25回憲法フェスティバル開催のお知らせとご協力をお願い……………高橋右京

神奈川支部特集

解雇権濫用法理の類推適用逃れの違法行為—日産・非正規解雇事件……………田井 勝
【座談会】〈拡大版〉あのころの青法協は—22期の修習生は半数以上が青法協の会員に

裁判員裁判の実相⑬

□少年事件の裁判員裁判を考える—横浜地裁第1号事件を傍聴して……………山崎健一
横浜市における「つくる会」系教科書の一括採択阻止をめざして……………穂積匡史
ある青法協神奈川支部一會員の貧困問題に対する取り組み……………沢井功雄



「春は来るっ」(東京・千鳥ヶ淵公園)

義援金、被害救済と原発問題を柱に

—東日本大震災と弁学会合同部会の取り組み

□未曾有の大災害

本年三月二日に発生した東日本大震災は、「国難」とも呼ばれる未曾有の大災害となり、日々新たな被害が明らかになっています。さらに、福島原発の事故はチェルノブイリ事故に並ぶ「レベル7」の危険度に達し、周辺住民の避難、屋内待避に加え、現場で対処にあたる人々や首都圏を含む広範囲の人々を放射能被害の危険に直面させています。また、食料品を中心とした風評被害も指摘されています。さらに、震災を理由とした解雇などの労働問題や復興税の名による増税の動きなど影響は多方面に広がっています。

これらの諸問題にどう立ち向かうかは弁学会合同部会にとっての重大課題です。

□義援金活動をさらにすすめよう

大震災によって、生命を失ったり負傷したりした会員は幸いにしていませんでした。しかし、被災地の会員は、事務所や備品などが壊されたり、通信・連絡・交通手段が閉ざされ制約を受けたりする中で活動に重大な支障を受けました。その中でも、本号の投稿にもあるように、被災の調査活動や法律相談活動などに多くの会員が参加しています。

弁学会合同部会執行部は、こうした会員の活動に心からの敬意を表するとともに、その活動と生活を支えたいと考え、義援金を呼びかけました。四月二五日現在の到達は一四五万円ですが、被災地の会員の活動と生活を直接支援する義援金活動は

弁学会合同部会のものしかなく、また、被災地の会員の期待の声も寄せられています。全国からいつでものご支援をお願いします。

□新たな発想の被害救済へ

今回の大震災は、その災害が未曾有のものであるだけに、救済策も旧来の発想にとどまらないものが必要です。すでに、住宅が倒壊した被災者を二重ローンから救うための「徳政令」なども呼びかけられています。

弁学会合同部会とその会員は、これまでも、さまざまな課題を通じて、裁判闘争と社会運動とを結びつけて人権擁護の新たな局面を開く活動をすすめてきました。

ぜひ、各会員が救援活動の中で接した情報や課

題を積極的に執行部に寄せてください。弁学合同部会は各会員から寄せられた情報や課題を踏まえ、他の士業団体との共同を含め、政策提言や意見表明、申し入れ活動をすすめようと考えています。

また、震災を理由とした解雇・雇い止めなどの人権課題の取り組みを重視します。

□原発「安全神話」からの脱却を求めて

原発問題は、被災者救援・復興と並ぶ大震災対策の柱です。

そもそも地震大国である日本での原子力発電所建設には、その安全性を懸念する声がありました。その後も、福島原発に関し地震・津波による被災の危険を指摘する国会などでの議論があつたにもかかわらず、国と東京電力が安全対策を怠つてきたことに今日の事態の原因があります。

弁学合同部会は、公害研究会に始まる公害・環境事件の経験や各地の原発関連の訴訟と運動の経験を踏まえ、事故に関する正確な情報の公表と原因の徹底究明、被害の補償と「安全神話」からの脱却、原発依存のエネルギー政策の根本的転換

などを求めます。

□いっそうの義援金のご意見を

弁学合同部会執行部は、被災地と全国各地の

東日本大震災義援金にご協力を

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 鳥海 準
事務局長 松尾 文彦

3月11日に発生した東日本大震災は、原発被害を伴う未曾有の大災害となっています。被災地では住民の方々とともに、青法協会会員とその家族、自宅、勤務先の法律事務所なども重大な被害を受け、その中で会員は果敢に救援活動に立ち上がっています。

すでに全国の会員による救援の取り組みも開始されていますが、青法協弁学合同部会は、被災地の会員とその活動を支援するための義援金をお願いすることになりました。1口5000円で、できるかぎり複数口お寄せ下さい。

義援金は、被災地の支部・地域に送り、当該支部・地域の会員の生活と事業の再建、救援活動等に活用されることを想定していますが、配分等については、被災地の状況等を勘案しながら、弁学合同部会執行部で決定いたしますので、ご了承下さい。

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648
口座名義 カンパ口 青年法律家協会 松尾 文彦
(カンバグチ セイネンホウリツカキョウカイ マツオフミヒコ)

会員みなさんの活動を支援する決意です。義援金と救援活動の中で接した情報やご意見を執行部にぜひお寄せ下さい(二〇一一年四月一五日記)。
(青法協弁学合同部会事務局長 松尾 文彦)

東日本大震災、宮城からの報告

宮城 渡部 容子

□三月一日、東日本大震災が発生しました。巨大な地震とそれにとまなう津波、火災という未曾有の被害が発生しました。宮城支部の会員は全員無事ですが、事務所や車などの被害が出た会員もいます。沿岸地域の方々の被害は凄まじいものがあります。こんな災害を前にして何をすべきかずっと考えてきました。まずは青法協会員らしく、現地に行き、この目で見て、被災者の話を聞いて、そこから出発しようと思いい、石巻や女川、多賀城などに調査に入りました。

□石巻は仙台に次ぐ都市ですが、写真で見た広島原爆投下後のようでした。場所によっては、テレビで見た集中砲撃をされた戦場のような状況で絶句しました。

津波によって大小の船舶、自動車、家屋などの瓦礫が、道路と残った建物の周辺に山のように積み上がっており、市内の道路、路地を寸断しています。電車ですら転がっている異様な光景です。石巻市内を見渡すことができる日和山から見下したところ、日和山の麓に溜まっている倒壊建物や船舶から流れ出た油が、何かの衝突によって一気に引火して大火事になり、一面水没している門脇地区は一昼夜燃えさかったそ

うです。

湊小学校という避難所を訪れましたが、校舎一階や体育館、校庭はぐちゃぐちゃ、まだ瓦礫などが散乱していて、こんなところに避難しているのかと驚愕しました。

現地ボランティアの方の話を聞くと、役所の対応が不十分で、物資の供給にも格差が生じているとのことでした。それを補うべく身を削って東奔西走しているボランティアの方々の精神力や疲れもピークに達していると感じています。

□被災者は働く場所もその糧も失っています。石巻の経済ですが、地元の方の話によると、約四割が日本製紙やその関連企業に勤めていて、それ以外は中小の農業、漁業のようです。彼らの状況をみると、町の復興はその町に住んでいる人たちだけではできないと感じました。被災者の根性をたたえ、「がんばってください」というのではなく、「一緒に町を復興するべきではないでしょうか。そうでもしなければ、石巻という町自体がなくなってしまうかもしれない」という危機感をもちました。これは他の沿岸地域でも同様だと思います。

また、多賀城という仙台港のある地域も、まるでスクラップ工場のような有様でした。大き



日和山から見た石巻市（二〇一一年三月二二日撮影）

なトラックも横転したり、ぐちゃぐちゃに壊れていて、それが大量に道路にあるのですから異様な光景です。

□私の依頼者も二人津波に流されました。一人は、上司に嫌われ、二〇年近く勤めた会社から不当解雇された女性でした。会社側の悪辣な書面にショックを受けて寝込み、あきらめると連絡してきたこともありました。なんとか心を奮い立たせて、立ち上がり、反論の準備書面を提出したばかりでした。津波にのまれるとき、彼女はどんな気持ちだっただろうと考えると強く胸がしめつけられます。本当に無念です。

一人生き残ったお母さんが先日事務所を尋ねてきてくれました。たくさんさんの涙を流しながら、娘が目の前で流されていくのをただ見ているほかなかった経験を語ってくれました。本当に凄まじい地獄の体験です。PTSDのような症

状が出ているなか、高齢のお母さんが煩雑な手続きをすべて一人で行っており、「この先希望も夢もない」と嘆いているのを見て、法律家として全面的にバックアップしよう、彼女の無念を晴らそうと心に誓いました。

元々横浜の人間だった私が偶然仙台にきて、弁護士二年目でこんな状況に遭遇するとは、縁や使命を感じずにはいられません。これから数十年のたたかひになると思いますが、宮城県民、東北の方々のために力を尽くしたいと思っています。

□全国から義援金がたくさん集まっていると聞きますが、阪神淡路大震災のときは一人三〇〇万円の給付しか行われなかったと聞きました。三〇〇万円ではもう一度漁業をすることもできないし、家も建てられません。被災者は生活基盤そのものを奪われました。生活再建が可能な程度の援助を国に求めることは被災者の正当な権利だと思います。

私は、沿岸地域の町並みが好きでした。独特の風情がありました。単なるコンクリートの町にしないために、住民自治を尊重して出来るかぎりの援助をしたいと思っています。ぜひ全国のみなさんのお力をお貸しください。

看過できない東電と国の過失責任

いわき市からの原発震災報告



1

八ッ場ダム訴訟の前橋地裁控訴審に出廷するため、家を出たのは三月二日の昼前だった。家を出る時の妻の私を見る目の色は、いつもと同じ色だった。すなわち、「八ッ場ダム建設反対は当然の道理だが、なんでアンタがやらなければならぬの」と物語っていた。

裁判終了後、簡単な説明会を行ってから神田駅に到着した時に電車が大きく揺れた。私は、これが大災害であることを直感し、「こういう時にこそ、家に残してきた妻に元気な顔を見せるのが夫の義務である」と考えた。

まず、腹を満たしておこうと思ったが、神田駅周辺の店舗が次々とシャッターを下ろしていた。ようやく見つけたスターバックスでサンドウィッチを食べながら帰宅の方法をアレコレ検討したが、「こういう時にこそ、金は使うものだ」と考え、タクシーで帰ることにした。

タクシーを拾うのに一時間余を要した。人の密集する駅を離れ、車が減速する工事現場付近に陣取っていたが、寒さの増してきた午後五時半過ぎに一台のタクシーが客を降ろした。

私は駆け寄って、有無を言わず体を捻じ込んで、シートに沈み込み、「福島県のいわき市まで」を繰り返した。運転手は、「午後六時に勤務交替だ」「ガソリンがない」「道が分からない」「途中で通行止めだ」など並べていたが、次々と論破した。

それから延々、一八時間半、タクシーを乗り継いで、いわき市の我が家に着いたのは翌二日の二時過ぎであった。

2

地震直後のいわき市では、水と食料とガソリンがなかった。道路、橋などの破損が著しく、電柱が傾き、信号も大半が機能せず、動くことも困難であった。水と食料は、事務員や依頼者が持つてきてくれた。田舎生活の良さを実感する時である。

一〇日余りたつて、ようやく水も食料も供給されるようになり、避難していた弁護士も戻るようになった。

しかし、そのころになると原発の暴走は増悪の一途であり、また、被害規模が明らかになるにつれ、このままではいわき市を含む浜通り地方（福島県の太平洋岸）の社会生活は崩壊するのではないかと思われるようになり、余震の頻発がいつそう不安をかき立てた。

3

状況が落ち着いたと思われる四月二日、いわき市から北茨城市までの海岸線を廻り、その被害状況を目の当りにして、正に息をのんだ。

街が消えているし、海岸がゴミなどで埋め尽くされているし、テトラポットが堤防を越えている

し、道路の東にあった堤防が西にきているし、港には、多数の船が積木のように積み上がっている。道路は裂け、あるいは盛り上がり、所によっては半分になっていた。

すでに地震から二〇日以上を経ているにもかかわらず、テレビ報道の場面が、そのまま存在していた。

4

弁護士有志が集まって議論をした。「現場に行こう」「とりあえずの現場は避難所だ」「電話相談だけでは被害の実態は伝わらない」「避難所に相談所を設けて、相談に来てください」「では駄目だ」「避難者と同じ目線で座り込んで、話し込もう」「別に法律相談でなくとも、雑談だけでもケアになる」等々の話しがでた。

話は実行されることとなり、弁護士有志による避難所訪問が始まった。

5

避難所は、その数もその収容者数も毎日変化した。ともかく、行ける所から行って聞ける人から聞いてこようとすることで、三日にわたり避難所を廻った。

「自分以外の家族は全部死んでしまった。家も職もすべてを失った。自分は自殺した方がよいのだろうか」「第一原発から五キロの所に事業所と家がある。自分の生きているうちに帰れるとは思えないが。」

ない」「すべてを失った。すべてが回復不能だ」といった悲惨さわまりない状況の話から、「家が片づかないので避難所にいる。そのうち子どもたちを呼んで、片づけがすんだら家に戻る」「自分は電気工事業だが、顧客先はみんな修理が必要だし、デジタル化の期限も迫っているので、今後の仕事が大変だ。それまで避難所で体を休めている」といった軽症の状況の話しまで、誠に多彩な内容であった。

事務所にも、「ゴルフ場が営業を停止して従業員が全員解雇された」「タクシー運転手が三週間の自宅待機となったが何の補償もない」「原発の下請けが年間許容放射線量を被曝したので解雇された」等々の相談が寄せられている。

いわきのゴルフ場が今後も繁盛するとは思えないし、タクシーが暇になるのも納得できるし、年間許容放射線量を浴びた労働者は原発では働き続けられないだろうし、いずれも今の時点では解決の方途も見出せない問題ばかりである。

6

今後とも同僚弁護士とともに多面的な活動を精力的に行って行く予定である。しかし、その中で、絶対に看過できないのは、東電および国の過失責任である（原子力損害賠償法は無過失責任を規定していることは、充分に承知しているが）。

(1) 二〇〇二年、社団法人土木学会は「原子力発電所の津波評価技術」を作成し、その中で、一九六〇年に発生したチリ地震程度の津波（波高五・七メートル。なお、一九六〇年時には日本には原発はなかった）に対して、福島第一原発は耐えられないことを発表した。

この発表をふまえて、地元の住民団体は二〇〇三年以降、再三にわたり、東電に対し福島第一原発の改善を要望し、少なくとも三回は文書による申し入れを行っている。

(2) 二〇一一年四月六日付朝日新聞は「東電・設計の不備指摘」「原発事故検証、福島第二と比較」との見出しのもと、「福島第一原子力発電所で、津波を受けて電源喪失事故に至った主要な理由は、福島第二原発との安全設計上の違いにある」と、東京電力作成の資料で指摘されていることが分かった」と報じた。

記事はさらに細かく東電のミスを報じている。今になって東電と国は「想定外」を繰り返している。原子力政策は国策であり、国の全面的バックアップのもとに東電が展開し、安全神話を築き上げてきた。

「想定外」で東電と国の責任が免じられることを許すほどには、福島県の住民の怒りと不安は甘くない。このことは東電と国にたっぷりと思いつまみせでやろうと思っている。



今こそ憲法とともに!!

第25回憲法フェスティバル開催のお知らせと

ご協力をお願い

東京 高橋 右京

□二五周年を迎えた「憲フェス」

「憲法のすそのを広げる」を合い言葉に、毎年開催してきた憲法フェスティバル(以下、「憲フェス」という)も、今年で二五周年を迎えます。今年の

憲フェスのテーマは、二五周年を記念して、「憲法にカンバイ!」です。

内容は、まず目玉企画として、映画「二枚のハガキ」(原作・脚本・監督・新藤兼人、出演・豊川悦司、大竹しのぶ他)を上映します。この映画は、

戦争末期に招集された二〇〇人のうちのたった六人の生き残りの一人として帰国した新藤監督の実体験に基づき、残された家族の視点から戦争の悲惨さを描いた映画です。今回は、正式公開前の特別試写会として上映します。

次に、作家の早乙女勝元さんにも講演をしていただきます。早乙女さんには、ご自身の大空襲の体験から、平和についての思いを語ってくださることを思いま

□今こそ憲法とともに

また、二五周年記念の特別企画として毎年憲フェスのチラシに掲載されている木下恵介さんの、平和憲法への想いを語った詩に、作曲家でありサックス奏者、音楽プロデューサーの住友紀人さんが曲をつけてくださいました。憲フェス本番当日は、ボーカリストの高瀬makorinと、麻里子さんの歌、住友さんの伴奏でその曲を初披露します。

憲フェスにとってこの記念すべき年に、残念ながら、東日本大震災という未曾有の大惨事が起こってしまいました。被災者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

しかし、私たちはこんな状況だからこそ、皆さまのご協力のもと、一人でも多くの方に憲フェスに来ていただきたいと思っております。「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」(二三条)、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(二五条)を保障する日本国憲法は、きっと被災者の方々にとっても、希望の光となりうると私たちは信じています。

本番は五月二十八日(土)、場所は日本教育会館(二ツ橋ホール)です。一人でも多くの皆さまのご来場を、心よりお待ちしております。

解雇権濫用法理の類推適用逃れの違法行為

― 日産・非正規解雇事件

神奈川 田井 勝

一 はじめに

二〇〇九年三月、日産自動車CEO・カルロスゴーンの「リーマンショックによる一〇〇年に一度の不況」「社員全員で痛みを分かち合うべき」の言葉を皮切りに、日産自動車など日産グループ各社は、世界で約三万人、国内で約一万五千人の非正規労働者を解雇した(派遣労働者に対する契約解除、期間工に対する雇止め)。

これにより、解雇された神奈川県の原告五名が、日産自動車あるいは日産車体に対して地位確認を求め、さらに日産二社と派遣会社二社に対し損害賠償請求を求めて、裁判を提起した。

二 事件の概要

この事件は、大きく分けて三つのパートがある。

1 派遣先日産に対する地位確認請求

(1) 一つは、技術系登録派遣として日産に約六年間も派遣されていた原告二名が、日産から派遣労働者の契約を解除された事案である。原告二名は派遣先である日産に対し地位確認を求めている。

この件では、原告らと派遣会社との契約前に、原告らが日産自動車から事前面接を受け、労務の内容を厳しく審査されたうえ、日産から採用の決

定を受けたこと、また、日産が原告の賃金を決めたことが大きなポイントとなっている。その他にも、原告二名は日産で三年以上働いており、日産は法律上、原告らを直接雇用すべき義務を負っているにもかかわらず、彼らを派遣社員の地位においていたままにしておいたことも重視すべき点である。

私たちは、この日産の違法・脱法的な行為から、日産は直接雇用すべき原告らをして、派遣社員に偽装して働かせていたのであり(偽装派遣)、原告と日産との間には、労働契約に関する合意が成立していると主張している。

(2) 当然のことだが、日産は「原告らと自らの間には契約関係がない以上、まったく責任を負わない」と主張する。

本件では、日産が原告を事前面接し、原告の能力を審査したうえで採用を決め、しかもその労働者の賃金を決定している。すなわち、形式上は派遣元との契約であっても、日産と労働者の間で労務の内容およびその対価の賃金額が決まっております、両者間で労働契約の意思の合致が成立したことは明らかである。

(3) 現在、私たち弁護士団は、日産が事前面接の際に使用していた「事前面接マニュアル」を入手し、裁判で証拠として提出した。このマニュアルには、日産がこの事前面接で労働者の採用を決める手続きや、労働者の賃金を決める手続きが記されていたり、また面接官が事前面接を行う際、決して「面接」という言葉を使わず「面談」「職場見学」という言葉を使うようにと念を押す記載があったりと、日産の脱法行為を明らかにする内容が多記されている。

2 期間工に対する雇止めは無効

(1) 次に、日産車体(日産の子会社)の製造工場で期間工として働いていた原告二名が、同じく二〇〇九年三月に雇止めされた事案である。

原告の一人は、「期間工→派遣→期間工」といったように、日産車体によって身分を勝手に変動されながら(地位のキャッチボール)、約六年間も日産車体で働いた。かかる身分の変動がなければ、

雇止めに関する解雇権濫用法理の類推適用が当然適用されてしかるべき事案のはずである。

(2) 日産車体は、「期間工としての契約期間が終了した際、彼らに労働の場を提供するため、派遣会社を紹介したに過ぎない。期間工の契約と派遣労働契約は別の契約である」などと主張する。

しかしながら彼らの行為は、何年も更新され続けてきた期間工労働者が保護される法理の解雇権濫用法理の類推適用を脱法するためのものによらず、許されるべきではない。

3 労働災害による契約解除

最後は、製造業派遣として日産に派遣されていた労働者が、派遣切りにあつた事案である。

この原告もまた、前述の「地位のキャッチボール」を経て、何年も雇用され続けていたところ、工場でケガを負った際、日産から突然、派遣切りを受けた事案である。この事案もまた、原告は日産自動車に対し、地位確認を求めている。

私たちは、この原告の災害が労働災害であるという医師の意見書を証拠として提出した。今後は、この災害が労働災害であるか否かが争点となる。

4 横浜地裁で同一期日で審理

三つのパートの法律構成はそれぞれ異なるが、

いずれの事案も、日産が非正規労働者を不当に扱ってきた実態を表すものである。

私たちはこの裁判を、一通の訴状で訴えを提起し、そして現在、横浜地裁第七民事部では、この裁判に一個のみの事件番号をつけ、同一期日で審理がなされている。

三 日産の違法・脱法行為の立証へ

二〇〇九年二月の松下PDP事件最高裁判決において、労働者の派遣先に対する地位確認が棄却された。またその後、各地方裁判所では、派遣契約の内容や派遣法違反などを形式的に判断することに終始して、非正規労働者のさまざまな訴えを敗訴する判決が相次いでいる。

私たち弁護士団は、これら非正規の裁判では、形式的な法違反を述べるのみでは乗り切れないと考える。日産ら大企業が、労働者をいつでも解雇しやすいようにするために、違法・脱法行為をあえて行つてきて、非正規労働者を働かせてきたこと、つまり、企業その悪質な意図を主張・立証して初めて、道が開かれるのではないだろうか。

今年の夏以降、証拠調べが行われる予定であり、今年こそ大詰めの裁判になると思われる。原告・弁護士団・労働組合が一体となって、何とか乗り切つていきたいと思う。

拡大版

あのころの青法協は

22期の修習生は半数以上が青法協会員に

□ 安保闘争をして人並みに「挫折」

— 大学生のころ、映画のことなど —

(ここは関内利久庵。美味しいお蕎麦が食べられる横浜の老舗……)

向川 今日「あのころの青法協は」ということで、伊藤先生に若かりしころのことを話していただきつつ、そばを食べ、お酒を飲もうという企画です。

伊藤 まあ、真面目な話は少し食べ物が出てきてから話そうか。気長にいこう。私は、菜の花のおひたしをひとつ。

竹中 じゃあ、そばがきでも頼もうかな。

白川 私は出し巻きを注文します。

星野 天ぶらの盛り合わせを二つ。ところで、

先生のご出身はどちらなんですか？

伊藤 名古屋出身です。親父は大工をやっていた。大工を手伝ったことはあるけど継ごうとは思わなかった。住んでいたのは中村というところで。名古屋駅の駅裏から西のほうにずっと行ったところ。赤線などがあつた時代で、中村遊郭という有名な遊郭の奥に町唯一の映画館があつてね、映画を観てちよつと夜遅くなってそこを通ると、玄関先に並んでいる娼婦が当時中学生の私に声をかけてくるので逃げていた。そのうち慣れて無視してたけどね。

星野 教育上よろしくない町ですね(笑)。大学に入り東京に来たのは昭和三四年くらいですか？

伊藤 早稲田大学へ青雲の志を抱いてね。当時は四分の一ぐらい田舎の農家の息子たちが志を抱いて東京に来たわけですよ。私も農家出身じゃないけど、その中の一人です。

出席者

先輩・伊藤幹郎・22期(労働市民法律事務所)
新人・白川景子・新63期(溝の口法律事務所)

竹中由重・新63期(馬車道法律事務所)
星野文紀・新63期(川崎合同法律事務所)
向川純平・新63期(横浜法律事務所)

向川 昭和三四年、三五年といえは、そのころはちょうど安保闘争が華やかなりしころかと思うのですが。

伊藤 法学部の学生でしたし反権力側でしたから、当然安保闘争に参加しました。国会南通用門の近くでデモに参加していたんだけど、警察がそのうち凶暴になって、警棒で殴

りかかるし……、女子学生が死んだという話が伝わってきて怖くなっちゃって(笑)、下宿に帰った。あとで、その女子学生が樺美智子さんであることを知った。

白川 大学に入ったところは弁護士になろうと思っ
ていなかったのですか。

伊藤 その頃は新聞記者になりたかった。しかし、安保闘争で市民や学生が蹴散らされているのを新聞がちゃんと報道しない。そこで新聞記者が筆一本で権力と戦う無冠の帝王との幻想が崩れた。法律はまったく勉強せず、安保闘争をして、人並みに「挫折」した。当時「挫折」が流行ったんだよ(笑)。大学に行かず、山歩き、本を読んで過ごしました。教会に行ったり、円覚寺に座禅を組みに行ったこともある。

星野 悟りは開けたんですか。

伊藤 そんな簡単に悟りは開けない。朝比奈宗源老師が公案を朝くれて、夕方問答をする。多少宗教は勉強しましたよ。だから私はオウムがインチキだとすぐ分かりました。あちこちの教えから都合のよい所を継ぎ合わせていた。世の中のことを知らない真面目な人がたくさん騙されたんです。大学時代は映画もよく観ました。映画の話になつたらキリがない……(笑)。

竹中 どんな映画を見てたんですか？

伊藤 池袋や飯田橋の名画座に行って、生きる

とはなんぞやということを書き出すような映画をよく見ました。二本立て三本立ては当たり前。アクションや暴力ものの映画は好きではない。ただ○○○映画のほうがよっぽど良い。

竹中 僕もそう思います。平和ですよ。

向川 えっと、ちょっと活字にしにくいんですけど。最近は何を見てますか。

伊藤 最近見た映画でよかったのは「白いリボン」「海炭市叙景」「クレイジー・ハート」。たまには寅さんも見ようと思っ、DVDで「寅次郎相合傘」を観てほろつきました。

白川 映画が本当にお好きなんですね！

伊藤 今から五年ぐらい前まで、横浜には「関内アカデミー」という単館名画座があった。これらの映画館の労働者が組合を作って賃上げや時間外手当などの要求運動を始めた。私はその事件を担当するうちに、経営者が偽装倒産して全員解雇しちゃった。交渉の最終段階で、社長は、映画館を貸してやるから自分たちで映画館を経営しろ、とまで言ったが、客席一〇〇席だとしても採算がとれないから泣く泣く金銭解決をした。

争議中、市民の皆さんが応援してくれて、「ハマの名画座を潰すな！」とデモまでやってくれた。そのときの人たちと、好きな映画を自分たちで上映しようとして、横浜キネマ倶楽部ができた。そして争議で活躍した映画好きの弁護士というこ

とで、私その会長になってしまった。年四回市の公会堂で名画を上映しています。三〇〇〜四〇〇人ぐらいきますよ。

□ 弁護士二年目で支部事務局長に

— 新人弁護士のころ、青法協での活躍など

白川 弁護士になろうと思ったときかけはどんな感じだったのですか？

伊藤 法学部に入って、人の役にたつて、人に使われないですむ仕事は弁護士しかないと思った。実家が木工だったので、中学だけ出た同年年の徒弟さんたちが、日の出から日が暮れるまで働いていた。この人たちが働いてくれるから、私が大学に行けるのだと思ひ、恩返しをしなくてはと思ひ労働弁護士をめざした。それと、安保闘争を通じて、当時の社会変革の担い手は労働者階級であると考えていたから、労働者の権利闘争を弁護士として助力することにより社会変革に参画できるのではないかと考えたというのがあります。

星野 先生は大学院に行かれたんですよね？

野村平爾先生という方のゼミにいらっしやうたとか。

伊藤 野村先生は労働法の権威で、著書に「日本労働法の形成過程と理論」という名著があった。そのなかで、労働法が当初から法典としてあった



伊藤幹郎会員

のでなく、組合運動の中で形成されていったという下りに大変感銘を受けて、この人しかないと思った。学部時代はほとんど勉強しなかったけど、大学院入学試験の論文が良かったのか、入学することができた。論文の終わりは「万国の労働者よ、団結せよ」でしたけど。

竹中 それは闘争文書じゃないんですか。

伊藤 野村先生のゼミでやる労働法は非常に面白く、私も論文を書いて研究者の真似事をしたこともあるけど、語学がだめだったから、研究はやめてそろそろ勉強に戻ろうと思っていた。そのころ先生を通じて、総評からアルバイトを依頼されて、権利討論集会の資料として、一年間の労働判例、労働委員会命令などを集めて冊子にする仕事をした。このとき、初めて総評労働運動の一角を見ることができたし、労働法の自信もついた。

向川 先生、そろそろ青法協の話を……。青法協との関わりは修習生のころからですよ。

伊藤 二七歳でやっと司法試験に通って、四月に修習生になる前から、東京で青法協準備会みたいなものがあった、そこに参加していた。修習生になって、なんのためらいもなくすぐ会員になった。とても活動が活発だったですね。会員を増やすための加入運動もしていました。二期の修習生は五〇〇人くらいいたけど、半数以上が青法協会員になった。過半数を突破したのは前にも後にも二期だけだろう。

向川 今は各クラスに一人いるかいらないかですかねえ。

伊藤 それを聞くと隔世の感があるね。数も多く、活発にやりすぎたこともあって、最初の任官拒否が出た。かなりショックだね。その人はすでに肩を叩かれていたけど、裁判官にどうしてもなりたいと思って任官志望を出した。それで落とされた。ともかく、青法協の活動はとても活発で、私は前期で青法協修習生ニュース委員会の委員長となり、ニュースを発行していました。記事内容は修習上の問題点や各クラスの動向だったような記憶。名古屋修習でしたから、支部長もやりました。

「おー、がんばってるな」くらいにしか思ってくれない。なめられたもんです。

白川 どうして横浜法律事務所に行かれたんですか？

伊藤 その当時は三団体の統一窓口があって、誰がどこに行くか決めてた。自分がかっこつけて、必要とされる所ならどこでも行きます、と。そうしたら、横浜法律事務所に行くことになった。入所してからは波瀾万丈に近い人生ですよ。横浜法律は新人でも、とにかく現場には一人で行って事務所でしたから。ストライキの警備に行き、そこでピケの正当性をハチマキした大勢の前で話す。ただ、わたしは労働法を勉強していたし、総評に行って労働運動を多少見聞きしていたので自信があった。

竹中 先生はどっちかという労働弁護士とか総評とかの活動が多かったと思うんですけど、弁護士になってからの青法協の活動はどのようにされたのですか。

伊藤 もちろん、最初は青法協もやっています。当時の神奈川支部は陶山和歌子先生という方が支部長だった。それから、事務局長が佐藤卓也先生。二年目からは佐藤先生が支部長で、弁護士二年目の私が事務局長になった。

星野 二年目？

伊藤 当時、司法反動の波が押し寄せてきて



写真、右手前より向川純平会員、竹中由重会員、白川景子会員、左手手前より星野文紀会員と伊藤幹郎会員

いて、札幌地裁の福島裁判官の事件があったところだ。そういう問題を支部で取り上げて挑戦しようなんてことをしていました。あと、事務局長になつて、私が初めて青法協神奈川支部ニュースを作ったんです。三号まで作った。

白川 それからは……

伊藤 何とかニュースっていうのはだいたい三号までは出るんですよ。その後は出ない(笑)。そのころ私は結婚したんで、仕事のほうも忙しいし、奥さんのほうも忙しいし、ということであんまり青法協活動をしなくなりました。総評弁護士団のほうに活動の基軸があったし。それで事務局長

を岡村共栄先生に変わった。結局、事務局長は二年間くらいやったのかな。私が二代目の事務局長だったのです。

竹中 そのニュースはとつてあるんですか。

伊藤 四号からはあるんだけど、なぜか三号までが出てこない。誰も保管してない。今とつてあつたら貴重な資料になるのになあ。

白川 先生は今の奥さんとのようなきっかけで知り合つたのですか

伊藤 妻とのなれそめは、同期の弁護士の結婚式の二次会で、前に笑顔のかわいい人が座つたのがきっかけ。妻と出会つた当時、国労がストライキをやつていた。ストライキ後の集会に参加し、私は国鉄労働者三〇〇人くらいの前で、スト権の意義を述べ、「国鉄労働者は切符を切つたり運転してストライキをしている。あなた方も切符を切つて運転している点で同じだ。どうして国鉄にいるというだけでストライキができないんだ」と話したら、国

張り切つて運動やっているとそれなりにオーラが出るんだろうね。そういう時に女性に会うと、口説くのも迫力が出たんだろう。弁護士活動が充実していれば、私生活も充実する、というのが私の教訓です。

星野 参考になりますね。

伊藤 知り合つて七カ月目の結婚だった。弁護士になつて二年目の三二歳の時です。そのことと関連するけど、平成元年から、エセ右翼に攻撃をかけられたことがあつた。坂本事件と重なつてもシンドかった。私の自宅まで宣伝カーが来て「悪徳弁護士」と大音響で流された。でも、そのとき一番悔しかったのは女房だった。右翼は起訴されたが、弁護士が検察官請求証拠を不同意としたため、ご近所の普通の主婦が法廷まで出てきて証言することとなった。その近所の人を組織してくれたのが女房。とてもありがたかつた。

□「七人の侍」とともにたたかつた

日産厚木事件

向川 では、何か若いころに印象に残っている事件を。日産厚木事件についてお話いただければ。弁護士になつて一〇年目くらいの事件ですよ？

伊藤 もっと前。関わりができたのは昭和五〇



白川 最初は思想差別ということで裁判所に提訴したんですね。

伊藤 そう。岡村共栄先生が起こした。しかし、裁判所が赤い腕章を付けた労働者を入れないといってビケを張りだした。裁判所がだよ。押し問答になりましたよ。それで、裁判は進まないし、職場では使用者とも裁判所ともケンカする奴らだ、という悪評を流された。

星野 腕章付けたって何の裁判妨害にもならないのに。

伊藤 そこで私は、裁判所の方は休ませて、労働委員会でやろうと思っただ。私がそう思ったのは、二つあって、労働組合法七条三号の「労働組合の正当な行為」は、組合執行部の正当な活動だけを意味しない。一組合員であろうと、労働条件や職場環境の改善活動は正当な組合活動だ、こういう解釈ができるんじゃないかと。次に、ここで初めて労働委員会の民主化運動が出てくる。神奈川の労働委員会の民主化運動が昭和五〇年ころ実を結んできた。申し立てすれば勝てるようになってきたから、この事件も委員会であつたかおうと。

竹中 委員会では、会社側もいろいろ争つてきたのではないですか。

伊藤 会社側の代理人は、一貫して組合活動にあたらない、共産党のオルグ活動だとか主張しなかった。これに対し、委員会からいい決定が出て、組合は対内民主主義と対外的独立、これが両輪だと。そして、彼らの活動は対内民主主義と対外的独立をめざした典型で「労働組合の正当行為」と認められた。

星野 画期的な命令ですね。「あー！しまつた！」つてなつたでしょうね、使用者側は。

伊藤 我々は中労委の労働委員会でも全面勝利した。途中で加わつた二人を含め組合員七人の賃金を是正したうえ、解決金も何千万という内容だった。ちなみにこの七人のことを我々は「七人の侍」と呼んでいた。その後七人の侍は、日産労組が指示した民社党の票集めをしなかつたために、統制違反で組合から除名され、ユニオンショップ協定を結んでいた会社からも解雇されてしまつた。

私は、彼らが除名になりそうだという情報をもとに、除名差止の仮処分を申し立て、除名後すぐに除名無効の仮処分に切り替え、その翌日に仮処分をもらつた。会社の首切りに対しても、すぐに仮処分を申し立て、一週間という早さで解雇無効の決定をもらつた。

白川 七人の侍の給料は保障されたわけですね。それで裁判闘争に集中できる。

年くらい。日産は厚木自動車部品の日産労組厚木支部と結託してガチガチの労使一体型。そのせいで職場環境や労働条件はひどいものだった。

五人の組合員によって、労働条件を改善しようとする運動が始まつた。しかし、組合の執行部がそれを抑圧しようとする。労働者の要求をアンケートにして、その結果を工場前でビラにして配ろうとすると取り囲まれて殴られる。本厚木駅前で撒くとそれも取り囲まれて殴られる。それでビラ配布妨害禁止の仮処分をとつてビラが撒けるようになったが、五人の賃金は上がらないし、昇級差別、仕事差別を受けた。

伊藤 でも、会社も右翼労組も敵に回した状態で、この七人を職場に戻さなければならぬ。そこで世論を作っていた。彼らは、全国の日産の工場や各販売店にまで解雇撤回の要請に行った。最終的には、日産本社の指令だろうが、七人全員が復職して八年にもおよぶたかいは完全勝利した。

竹中 伊藤先生が弁護士になって一五年くらいと最近の一〇年くらいの違いは？

伊藤 かつて活発だった労働組合運動、労働争議がなくなり、その代わり、個別に解雇や未払賃金を争う個別的労使関係の事件が主流となった。これについては、四年前に労働審判制度ができた。労働審判は平均七〇日くらいで一定の結論が出る仕組みになっている。

私の青春をかけた大蔵省全税関事件は二七年かかったし、小さな解雇事件でも本訴なら三年はかかる。組合の支援なしに個人でたたかうには二、三カ月から半年が限度だろうから、この制度は本当に画期的だと思う。

一方、労働委員会はだんだん使われなくなり、全国の労働委員会の半分近くが新件申立がゼロ件か一件。それでも、労働審判で集団労使関係は扱えないため、存在意義はあるはずである。権利は放置するとなくなるから、不当労の申立と委員会の民主化運動は常にやっていたいかなければならない。

□ 私たち新人にアドバイスを

星野 最後に私たち新人に何かアドバイスをいただければ。

伊藤 一つ目は、最初は事件を何でもやること。私も弁護士になったころは、離婚事件などあまりやりたくもない民事事件もやった。二、三年やって「自分に合ってる」「だれもやってない分野」を見つけたら、その分野なら神奈川で一番になるという気持ちでぶれずに励む。

二つ目は現場主義。現場にいる人たちと肌で触れあって、その雰囲気を感じ取り、その要求を理論化して裁判所にもっていくことが重要である。

三つ目、依頼者の言うことに道理があると感じたら、たとえ判例や法律で厳しい点があっても自分で理屈を考えて、できるだけ依頼者の主張に沿ってがんばらなければならない。

店員さん すいません。もう閉店なんですけど…

伊藤 それじゃあ、お開きとしますか。あと、「そばがき」は「蕎麦」と「柿」ではないから注文した人は今後間違えないように。

新人一同 ありがとうございます。

第14回人権研究交流集会報告集

2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。



好評
発売中

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

少年事件の裁判員裁判を考える

—横浜地裁第二号事件を傍聴して

神奈川 山崎 健一

一 はじめに

—少年に対する裁判員裁判の現状

裁判員裁判の開始から約二年が経過しようとしている。成人だけでなく、家庭裁判所の審判で逆送（検察官送致）決定を受けた少年たちの事件についても、すでに相当数の判決が下された。

なかでも、殺人罪などに問われた一九歳（犯行時一八歳）の少年につき、「更生の可能性は著しく低い」などとして死刑を命じた仙台地裁の判決や、殺人罪に問われた一九歳（犯行時一七歳）の少年に懲役五年から一〇年の不定期刑を命じた大阪地裁の判決が「少年法が狭い範囲の不定期刑しか認めておらず、十分でない刑を選択せざるを得なかった。適切に改正されることが望まれる」旨の異

例の言及をしたことなどが、社会的にも大きく注目されている。裁判員制度の見直し議論においても、「逆送少年事件は裁判員制度の対象から除外すべき」とする意見が少なくないように思われる。

私は二〇一〇年の秋に、横浜地裁で初となる逆送少年事件の裁判員裁判を傍聴する機会を得た。以下ではその概略を報告するとともに、私なりの考えを述べて問題提起としたい。

二 横浜地裁での第一号事件

1 事案の概要と捜査

被告となった少年は、一九歳の男子である。駅的女子トイレ内で見ず知らずの女性をわいせつ目的で押さえつけて脅迫し、加療約二週間の頸椎捻

挫を負わせたとして、「強制わいせつ致傷」容疑で逮捕された。その後、少年は約二カ月前にも同じトイレで未成年の女性を脅迫し口淫させるといふ事件を起こしていたことが判明し、「強制わいせつ」容疑で再逮捕された。

捜査段階において少年は、強姦の意思があった旨の「自白」をした。これを受けて検察官は、本件を「強姦致傷・強姦未遂」事件として家庭裁判所に送致した。なお少年には、保護観察処分を受けた前歴があるものの、少年院送致歴はない。送致書における検察官の処遇意見は、「保護処分（少年院送致）相当」であった。

2 少年審判の概要

しかし、少年鑑別所と家庭裁判所調査官は、ともに「保護不適」であるとして「刑事処分相当」の

意見を裁判所に提出した。

審判期日において少年は、強姦の故意まではなかつたことを主張したが、裁判所はこれを採用せず、強姦致傷罪および強姦未遂罪が成立するとして、事件を検察官に送致する旨の逆送決定を下した。

3 公判前整理手続の概要

その後少年は起訴されたが(二〇一〇年六月)、成人までは五カ月ほどしかなかった。裁判所は、弁護人(少年審判で国選付添人を務めた二名)の求めに応じ、二〇一〇年一〇月下旬の連続四日間を公判期日に指定した(通常事件に比べて異例の早さである)。

弁護人は、強姦の故意が存在しないことおよび少年法五五条に基づく家裁移送を主張し、書証として、①少年鑑別所の鑑別結果通知書、②少年院と刑務所の処遇に関する報告書(犯罪白書から)、③わいせつ事案の逆送率に関する報告書(司法統計年報から)を取調請求し、いずれも採用された。弁護人によると、家裁調査官の調査票には証拠とすべき内容がなかったため請求せず、また情状鑑定の実施を検討したものの、公判までの時間的

制約から見送らざるを得なかった、とのことである。

4 公判の概要

四日間の期日のうち、実質的な審理は一日半であった。少年法六一条の要請に基づき、手続きは被告人名を匿名のままに進められ、法廷内では少年の容貌が傍聴席から見えないよう配慮がなされた(傍聴席に背を向けての着席、移動時の衝立使用など)。

鑑別結果通知書については、全体が証拠として採用され、裁判長が要旨を告知した。告知内容はそれなりに詳しく、弁護側として必要な部分は網羅されており、少年のプライバシー侵害となる事態も避けられたように思う。弁号証の取調べは、概要を簡条書きしたペーパーを書画カメラで映し出し、必要部分を読み上げる形で行われた。

検察官の求刑は懲役五年以上七年以下、弁護人の最終弁論は五五条移送決定を求めるものであった。なお、評議において全部採用された鑑別結果通知書がどのように使用されたかは不明である(判決言い渡し後の記者会見に応じた裁判員はなかった)。

5 判決の内容

判決は、少年に強姦の故意は認められず、強制

わいせつ致傷罪と強制わいせつ罪が成立するにとどまるとしたうえで、懲役四年以上六年以下の不定期刑を命じた(未決二〇日参入)。弁護人が求めた家裁移送に関しては、「犯行は社会的に大きな脅威・不安を与え、保護処分とするには大きな抵抗感がある」などとし、少年の年齢、前件での保護観察決定直後の再非行であること、少年の考え方の歪みなどを理由に、これを採用しなかった(双方控訴せず、確定)。

三 公判を傍聴しての感想

弁護人の法廷活動は、ほぼベストといってよい内容と思われた。しかしそれでも、実質一日半の審理により、少年法や少年院・刑務所での処遇などについて全く知識のない裁判員に弁護人の主張をどこまで理解してもらえたか、についてはきわめて疑問である。

弁護人は、「少年の考え方の歪みを矯正するには少年院の教育こそが必要である」と訴えたが、判決では逆に、少年の考え方の歪みが懲役刑を選択する理由の一つとされている。少年の処遇について裁判員に訴えかける難しさを、あらためて感じさせられる。

また、家裁の逆送決定には不服申立が認められないことから、刑事裁判は逆送決定に対する異議

裁判員裁判の実相

13

審としての機能も有するが、素人たる裁判員が果たして本当に家庭裁判所の決定の相当性まで判断できるのだろうか、という感を強くした。

四 逆送少年事件と裁判員制度

現実には、逆送少年事件が裁判員制度で審理されている以上、弁護士としては、十分な審理日程を確保させ、心理や鑑別、調査、処遇などに関する専門家証人の尋問や説明を活用する、といった努

力が必要であろう。しかし、それにも自ずから限界がある。

そもそも、逆送少年事件の刑事裁判については、家裁での審判と同様に諸科学に基づく専門的智識を活用するよう求められている（少年法五〇条、九条）。また、先に述べたが、逆送決定に対する異議審としての機能も期待されている。素人である裁判員にそのような職責を求めると自体に、かなり無理があるように思えてならない。この点について、裁判員制度導入時に検討された形

跡も見当たらない。

私は、逆送少年事件は裁判員制度の対象から除外したうえで、少年独自のありべき手続きを検討するのが筋ではないか、と考えている。このままの形で「無理」を重ねると、「刑事裁判になるような重大事件を犯した以上、少年だからといって特別視しない」という考え方だけが強まり、ひいては少年法の理念自体までも危うくさせることにつながるような気がしてならないのだが、いかがだろうか。

横浜市における「つくる会」系教科書の 一括採択阻止をめざして

神奈川 穂積 匡史

一 「つくる会」系教科書―何が問題か

いわゆる「つくる会」系教科書といわれる「自由社」版の中学校歴史教科書を読んだことがありま

すか？

他社（例えば、東京書籍や帝国書院）の教科書では行われている憲法の三大原則の明記や、天皇の「人間宣言」の内容の説明をいずれも省く一方で、憲法九条について「国家としての主体性を否

定するもの」という見解を紹介するなど、憲法および平和主義に否定的な意図が散見されます。他方で、過去の戦争で日本人がいかに「よく戦った」かが繰り返し記述されるなど、国家の戦争に協力することを一方的に肯定、賛美する傾向が顕著で

す。

また、史料の写真の裏焼きといった初歩的な誤りや、歴史的事実に関する記述の基本的な誤りが多いのも自由社版の特徴で、後から訂正リーフレットが配布されるというお粗末振りでした。そのほか、他の教科書では使われていない「大東亜戦争」「聖断」といった用語が使用されており、この教科書で学ぶ中学生に混乱をもたらすこと請け合いです。

そんな教科書が、今年八月、大々的に採択されてしまうおそれがあるので。

二 横浜市における採択の動き

この自由社版を、横浜市教育委員会は、市内一八採択地区のうち八地区の公立中学校で使用する歴史教科書として採択しました(二〇〇九年八月)。しかも、その採択方法とその後の対応は異常なものでした。

① まず、他の科目では顕名で挙手による採決が行われていたのに、歴史だけは異例の無記名投票とされました。どの教育委員がどの教科書を選んだのかまったく分からないのです。

子どもたちが使う教科書を民主的に決める、その過程をブラックボックスにしなければならぬ理由などありません。情報公開の流れにも逆行す

る、説明責任放棄の誠に見識かつ無責任なやり方です。

② 次に、教科書取扱審議会の答申結果をまったく無視した採択が行われました。横浜市では、学校長・教員・研究者・保護者などで構成する審議会が、採択対象となる教科書を調査し、あらかじめ設定された六つの項目ごとに各教科書を評価して答申します。言うまでもなく、教育の専門家とはかぎらない教員委員が教科書を採択するにあたって、教育現場の声を反映したこの答申は貴重な判断材料となるはずですが。

二〇〇九年採択時の答申では、自由社版は、一八採択地区の全部で、対象教科書の中で最低の評価を受けていました。ところが横浜市教育委員会は、この最低評価の教科書を採択したのです。教育現場の声とは無関係に、自分たちが子どもに使わせたい教科書を採択するというエゴをむき出しにしたもので、これでは審議会答申の存在意義がないに等しいといわざるを得ません。

答申に反する行政処分を行うには特段の合理的理由が必要とする群馬中央バス最高裁判例に照らしても、職権を濫用した違法行為との非難は免れません。

③ さらに、採択の前日、インターネット上で「明日の横浜市教育委員会自由社版教科書が採択されます」「連絡がありました」「横浜取った

ぞー!!!」「手はずどおりです」「横浜市の全域ではないけど」「いま帝国書院を使っている二地区のいくつかがひっくり返って自由社になる」といった情報が流れていました。

そして、実際にそのとおりになったのです。あらかじめ特定の採択地区で自由社版を採択することが決まっていた出来レースであった疑いが濃厚です。

④ 二〇一〇年四月には、横浜市教職員組合(浜教組)が自由社版の問題点を指摘した資料集を組合員に配付したのに対し、横浜市教育委員会が警告を発しました。いわく、資料集の内容が「きわめて不適切」であり「教職員に対する市民からの信頼を傷つけるおそれがあり看過できない」から「今後このような文書を教員に配布しない」よう「警告する」というのです。

これは教職員組合の組合活動および教員の研修活動に対する違法不当な介入です(これに対して、青法協神奈川支部は、自由法曹団神奈川支部・神奈川労働弁護団・社会文化センター神奈川支部と連名で抗議声明を発表しました)。

⑤ その後も、横浜市議会で浜教組委員長の参考人招致を決定、教職員団体の活動を制限する立法を求める意見書を提出しようとする(最終的には常任委員会を通過するも本会議で否決)など、横浜市内では「つくる会」系教科書をめぐ

動きが活発化しています。

その背景には、二〇一二年八月のいっせい採択があります。つくる会系のねらいは、二〇一二年八月、横浜市内のすべての公立中学校で「つくる会」系教科書を採択することにあります。すでにその布石として、横浜市では、二〇一二年から地区別採択を取り止め、市内全校一括で教科書採択が行われることが決められてしまっています。

「つくる会」系教科書が市内全校で使用される場合、次の採択までの四年間で延べ一〇万人の中学生が「つくる会」系教科書で学ぶことになるのです。最大の政令指定都市である横浜市で「つくる会」系教科書が採択されれば、全国の教科書採択へ与える影響も甚大です。

さらに二〇一二年五月には、自由社と同じ「つくる会」系といわれる育鵬社からも教科書が出版される予定です。しかも、歴史のみならず公民教科書も採択されるため、二社四冊の「つくる会」系教科書が出現することになります。

三 今後の取り組み

しかし、横浜市民は決して防戦一方というわけではありません。横浜教科書採択連絡会という市民団体が中心となり、「憲法の国民主権・基本的人権・平和主義に基づく教科書を採択」すること

を求める横浜市教育委員会あての請願署名が取り組まれ、二〇一二年二月一八日には、関内ホールで九〇〇人が会場を埋め尽くして集会(メイン講師は小森陽一東大教授)が行われました。また、自由社版の問題点を分かりやすく示した黄色いパンフレットを作成、配布し、市民への周知に努めるなど、市民運動は厚みと広がりを増しています。また、すでに一部の区で自由社版が使用されている状況ですが、これを使って授業を行う立場に立たされる教員も、前述した浜教組の取り組みに加え、工夫を凝らした授業を行うことにより生徒の学習権保障に努めています。

「できる者はできんままで結構。戦後五〇年、落ちこぼれの底辺を上げることがばかりに注いだ努力を、これからはできる者をかぎりなく伸ばすことに振り向ける。一〇〇人に二人でいい、やがて彼らが国を引っ張っていきます。かぎりなくできない非才、無才には、せめて実直な精神だけを養ってもらえばいいんです」

これは国の教育課程審議会の会長を務めたこともある三浦朱門氏が二〇〇〇年七月のインタビューで語った言葉です。

その後二〇〇六年には教育基本法が改定され、「教育の目標」の一つに国を愛することが書き込まれました。

一人の「できる者」からの指示に従い「よく戦う」

ことが「実直な精神」であるとすれば、「実直な精神だけ」を養った九九人が引つ張られて行く先にあるのは一体……。

歴史はよりよい未来を築くための人類の財産です。もちろん「つくる会」系教科書の問題点は平和主義や愛国心教育に関する事柄に留まるものではありませんが、これにかぎってみても、過去の惨禍を顧みて自国の戦争放棄を謳った憲法九条は、諸外国へも戦争放棄を広め行くための大切な宝であり、そのような九条を手にするに至った歴史を学ぶのに、「つくる会」系教科書が相応しいとはどうい思えません。

青法協神奈川支部では、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守るという、青法協設立の目的を達するためにも、今後、採択対象となる新教科書(自由社、育鵬社)の全貌が明らかになり次第、法律家の視点からこれらの教科書の内容を検証し批判していきます。そして市民や教員と連帯して審議会、市教育委員会、市議会への働きかけを強め、なんとしても二〇一二年の「つくる会」系教科書一括採択を阻止する決意です。

ある青法協神奈川支部二会員の

貧困問題に対する取り組み

神奈川 沢井 功雄

弁 護士になって三年目であるが、登録以来、貧困問題に関わってきた。そもそも貧困問題の定義が大変難しい。代理人として訴訟にかかわり、良い判決なり、和解を勝ち取ればよいというだけの問題ではない。一昔前なら、路上生活者支援になるだろうし、そのような支援活動も、今なお当然貧困問題に含まれるだろうが、その人の人生すべて受け止めて、自立できるようにするまで総合的な支援が必要なのが貧困問題であると考

えている。弁護士だからここまでしなくてはならないと簡単に線引きできるような問題ではない。

貧 困活動の中心的な存在として、反貧困ネットワーク（代表宇都宮健児弁護士（日本弁護士連合会会長）、事務局長湯浅誠（自立生活サポートセンター・もやい）が存在するが、神奈川

県でも二〇〇九年三月より、反貧困ネットワーク神奈川（弁護士は過半数が青法協神奈川支部の会員である）を発足させ、反貧困ネットワークの神奈川県下の活動母体として、貧困問題に取り組む多様なNPO・市民団体・労働組合員、弁護士、司法書士の有志が集まり、人間らしい生活と労働の保障を実現し、貧困問題を解決するために、交流や連携をすることを目的として活動している。

主な活動として、(1)定例相談会（毎月第四金曜日一四時から一六時、神奈川県司法書士会館）や年末などの特別相談会（①二〇〇九年四月三〇日、五月一日、かながわ「派遣村」・横浜公園、②二〇〇九年二月二七日、ワンストップかながわ相談会・沢渡中央公園、③二〇一〇年二月一九日、年末ワンストップ大相談会inかながわ・横浜弁護

士会後援、横浜大通り公園（写真）、(2)学習会・各種イベント・ホームページなどを通じての社会的問題意識の喚起などを行っている。

弁 護士個人としても、貧困問題に関して、個別・具体的な事件に多くかかわってきており貴重な経験をしてきた。生活保護を受給するだけのことがいかに大変なことか。受給要件をみたしているかと判断しても、生活保護の申請に同行すれば、時には半日かかってしまうような長い聴取りが待っている。そのような対応になってしまふのは、後を絶たない不正受給者がいることもあるが、生活保護の緊急性を感じて速やかに対応する調査員、ケースワーカーは多数派であるとはいえない。神奈川県下の自治体で、たらい回しになりそう



になる、後日書類をそろえて弁護士抜きで来て下さいなどと言われ、やり合ったことも多かった。

① 〇〇九年から二〇一〇年にかけて、貧困問題のあり方も変容してきているように思える。二〇〇九年は、緊急性が高い事案が多く、生活保護を受給させる、住居を確保することに重

点がおかれていた。二〇一〇年に入ってから、二〇〇八年後半ほどは、非正規労働者の大量解雇のような事態は少なくなってきた。いったんドロップアウトした層が求職しても短期の有期雇用しかなく失職してしまい、スパイラルにはまったままの状態が続くというような現象がみられて

いる。

ますます貧困の格差はすすんでしまい、生活状況は変わらず、生活環境を変えられないまま、社会からの疎外感を感じ、メンタルにも問題を抱えてしまうことが多いように思える。このような層には、継続的・総合的なケアが必要である。

反貧困ネットワーク神奈川と私の二〇一〇年は、貧困層への貧困問題への解決に、継続的・総合的なケアが必要であるにもかかわらず、そのような手段が乏しく、手詰まりになっていたことであった。

② ころが行政によって、そのような状況が一気に打破されそうになっている。二〇一〇年五月から、内閣府によ

り、パーソナルサポートサービス検討委員会が発足した。パーソナルサポートサービスの一元的な概念整理は難しいが、要は、孤立した貧困層の生活再建をマンツーマンで伴走支援(この人には、このような問題点があるから、この専門家をつけて支援しようということ)するプロジェクトである。

第一次モデル事業として、鉦路・京都・福岡・沖縄・横浜が選定されており、横浜市では二〇一〇年二月二四日から二〇一〇年の三月末日まで、横浜市の委託事業として、週六日間、一〇時から一七時まで、横浜S.Tビル二階に、常設の相談場所を設けて、パーソナルサポート(相談およびコーディネート)を行う。横浜市は各方面のNPOが結集しており、第二次モデル事業二カ所をあわせても、パーソナルサポートサービスの理想型といわれている。

横浜市以外の第二次モデル事業の四カ所には、日弁連の貧困対策本部の肝入りもあり、弁護士が積極的に関わっているが、横浜市はこれだけ大きい事業になっているにもかかわらず、弁護士がまったく関わっていない。日弁連からの直接の要請で、あわてて横浜市のパーソナルサポートサービスの研修会議に赴いたところ、すでに事件、活動などを通じて、既知のNPOの方々ばかりであった。土足でずかずか入り込んでいくような形

になったが、非常に仕事のしやすいメンバーばかりであるし、週一回は、弁護士の法律相談枠を入れてもらうことにしている。青法協神奈川支部会員が過半数を占める反貧困ネットワーク神奈川の会員である弁護士も参加している。

本

稿執筆時(二〇一二年三月二日)において、PS相談登録者数(継続相談が必要と、PSサイドで判断した者)は六三名。登録していない相談(個別相談で終了、または他機関につなぐなど)件数を含めれば二〇〇件を超える相談がきている。仕事関係(失業、労働問題)、メンタル(うつ、発達障害、依存症など)の相談が圧倒的に多い。月一回の全体会議は、非常に楽しく刺激的な研究が待っており、みんな嬉々として取り組んでいるのが印象的である。

行政が民間委託して、自らの責任を放棄しているとのパーソナルサポートサービス制度自体に対する反論もある。しかし、そもそもみんなこれまで行政と上手く協働してといえは聞こえはいいが、最初から行政など信用しておらず、むしろ行政の金をたっぷり使えて、今までしてきたことが出来る喜んでいてというのが、横浜の現状であるので、横浜においては反論自体があまりない?といった言い過ぎであろうか。

ま

た、二〇一二年になってから、神奈川での新たな貧困問題の取り組みとして、大阪を中

心に東京・名古屋・福岡などで行われている追い出し屋問題の母体となっている全国追い出し屋会議との連携のもと、訴訟提起をしたことがあげられる。

二〇一二年二月八日、横浜地方裁判所川崎支部で、家賃滞納を理由に、無断で賃貸アパートの部屋の鍵が交換され、荷物を処分され強制的に住居から排除する追い出し被害にあった男性が原告となり、管理会社・大家を被告として不法行為に基づく損害賠償訴訟を提起した。

さらに神奈川では、東京・大阪の弁護士が中心となっている自死遺族支援弁護士と連携して、賃借物件で、自殺してしまった賃借人の遺族に対して、賃貸人が連帯保証請求をするなどの訴訟の被告代理人となっており、神奈川県での同訴訟の被告代理人となることや、自死予防を啓蒙するNPOらと協力して、臨床心理士とともに、今後、自死問題に関する電話相談会開催を検討している。

そ

して、二〇一二年三月二日に発生してしまつた何とも痛ましく、そして、それぞれの人生の中でもなかなか類をみないであろうというレベルの災害・東日本震災。筆者も、仙台出身で、両親も現在仙台におり、とても他人事ではない問題である。

三月一七日または一八日から、横浜市・川崎市・厚木市・小田原市・相模原市で避難所を開設

し、三月二日現在では、一番收容者が多い川崎市では二一〇名の被災者があり、青法協神奈川支部の会員が中心となつて、ニーズ調査、生活相談、情報提供を行っている。

神奈川支部みんなで、震災問題に取り組みましょう!



▼本号は、恒例の神奈川支部特集です。昨年と同様に、神奈川支部で主に取り組んでいる非正規問題、貧困問題、教科書問題を取り上げました。▼また、神奈川支部で毎年二回発行している「青法協かながわ」で好評いただいている「あこのころの青法協は」(若手がベテラン弁護士の若かりしころの話を書く対談物)の拡大版をお送りしました。「他の対談もみたい!!」という方は、神奈川支部までご連絡ください。▼東日本大地震に遭われた方々およびそのご家族の方々に、心よりお見舞い申し上げます。神奈川支部も当地に避難された方々を中心に支援して参ります。

(神奈川 金子祐子)